

# 仕様書

## 1 業務名

旧湯来町防災行政無線同報系送信設備撤去等業務

## 2 業務概要

本業務は、旧湯来町防災行政無線同報系（以下「旧湯来町同報系」という。）の運用停止に当たり、送信設備の撤去、回収、廃棄及び撤去跡の原状回復等を実施するものである。

## 3 履行場所

No	名称	住所
1	旧湯来町役場	広島市佐伯区湯来町大字和田 75 番地 4
2	倉谷山中継局	広島市佐伯区湯来町大字伏谷字倉谷 1117 番地
3	広島市佐伯区役所湯来出張所	広島市佐伯区湯来町大字和田 166 番地
4	広島市役所	広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
5	広島市佐伯区役所	広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 28 号
6	広島市佐伯消防署	広島市佐伯区五日市中央七丁目 25 番 18 号

## 4 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

## 5 適用範囲

本業務の実施に加え、資材及び廃棄等は受注者の負担で適正かつ迅速に処分するものとする。

## 6 関係法令の遵守

本業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令を遵守し、円滑な進行を図ること。

- (1) 建物・工作物の解体に当たっては、建設リサイクル法、石綿障害予防規則（令和 2 年厚生労働省令第 134 号による改正）及び関連する法令を遵守し、特に工事現場の施工及び管理等は適切に行うものとする。
- (2) 建物及び工作物の解体に当たっては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の関係法令を遵守し、労働安全衛生に十分配慮するものとする。

## 7 業務内容

本業務は以下のとおりであり、詳細にあつては別紙を参照すること。

### (1) 設備撤去業務

ア 旧湯来町役場

- (7) 庁舎南側パンザマスト及び機器・配線の撤去及び補修

パンザマスト本体、基礎、関連機器及び配線等を撤去すること。なお、基礎の撤去後は、周辺

と同等のコンクリートによる埋め戻しを行うこと。

また、湯来テレビ組合のテレビ同軸ケーブルが共架されているため、当該組合及び施工業者と事前調整を行い、共架設備に影響を与えない方法により作業を行うこと。

(イ) 庁舎北側パンザマスト及び機器・配線の撤去及び補修

壁体接触及び屋根貫通部があるため、全撤去ではなく屋根面より上部を撤去する。撤去位置及び施工方法については、事前に発注者へ説明すること。

なお、撤去後に残るパンザマストについては、内部への雨水等侵入防止のための防護措置（防水処理）を行うこと。

(ウ) 旧湯来町役場無線室の機器及び配線撤去

旧湯来町役場無線室は、施設自体の廃止に伴い、あわせて解体する予定であるため、基本的には残置するが、屋外から引き込まれている旧湯来町同報系の同軸ケーブル、メッセンジャーワイヤー及び金具等のほか、蓄電池などの解体時に危険となるものについて撤去すること。

なお、撤去物については、現地調査した上で事前に発注者へ報告すること。

イ 倉谷山中継局

(ウ) 中継局及び自家発電設備の撤去並びに局舎及び周辺設備の解体

中継局舎の基礎や局舎内設備、自家発電設備（燃料等を含む。）、フェンスなどの設備を含め、全て撤去及び解体をすること。

なお、同敷地付近に広島市防災行政無線固定系及び同報系等の中継局として、現在も利用している局舎があるため、混同しないこと。

(イ) 設備撤去後の原状回復（局舎等の基礎除去後の埋め戻し等）

上記(ウ)の撤去後は、良質土による埋め戻し、転圧、整地等を行い、周辺地盤と同等の強度及び仕上げによる原状回復を行うこと。

ウ 広島市佐伯区役所湯来出張所

2階に設置している放送卓及びその配線を撤去する。また、撤去により生じた穴等は周辺の壁色に合わせて補修（パテ埋め・下地処理・塗装等）を行うこと。なお、施工方法については、事前に施設管理者の確認の上で確定することとし、当該調整のために施工計画を作成すること。

エ 広島市役所

1・3階に設置している放送卓（同設備を置いている机を含む。）及びその配線を撤去する。また、撤去により生じた穴等は周辺の壁色に合わせて補修（パテ埋め・下地処理・塗装等）を行うこと。なお、施工方法については、事前に施設管理者の確認の上で確定することとし、当該調整のために施工計画を作成すること。

オ 広島市佐伯区役所

2階に設置している放送卓及びその配線を撤去する。また、撤去により生じた穴等は周辺の壁色に合わせて補修（パテ埋め・下地処理・塗装等）を行うこと。なお、施工方法については、事前に施設管理者の確認の上で確定することとし、当該調整のために施工計画を作成すること。

カ 広島市佐伯消防署

2階に設置している放送卓（同設備を置いている机を含む。）及び配線の撤去を撤去する。また、撤去により生じた穴等は周辺の壁色に合わせて補修（パテ埋め・下地処理・塗装等）を行うこと。

なお、施工方法については、事前に施設管理者の確認の上で確定することとし、当該調整のために施工計画を作成すること。

## (2) 撤去材等の処分

ア 撤去等で発生した産業廃棄物は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針その他関係法令によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適正に処理し発注者に報告すること。

イ 廃棄物の処理を委託する場合には、運搬と区分についてそれぞれの許可業者と書面で委託契約を締結すること。また、締結後速やかにその写しを発注者に提出すること。

ウ 産業廃棄物が委託内容どおりに処理されたことを確認するものとして「産業廃棄物管理票」を使用すること。また、運搬車両ごとに処分（中間処理）が済み次第、速やかにA票、B 2票、D票の写しを発注者に提出し、最終処分等については、確認出来次第、E票等の写しを工事の完了に関係なく発注者に提出すること。

## (3) 道路使用料の支払い

倉谷山中継局の作業に当たっては、当該中継局へ至る公道が整備されていないことから、NTT 西日本株式会社が整備した私道を使用する必要がある。そのため、同中継局撤去に伴い、当該私道の使用料を株式会社 NTT 西日本アセット・プランニングに対して支払うこと。また、道路使用料の支払いに当たっては、株式会社 NTT 西日本アセット・プランニングと受注者間で契約を締結すること。

なお、事前に本市が取得した道路使用料の参考見積は、月額 280,324 円（消費税込み）である。

【道路使用条件】 走行距離 1,500m

2tトラック 30 往復、一般車両 20 往復

## 8 解体・撤去作業について

(1) 分別解体等に当たっては、建設リサイクル法第 9 条第 2 項に定めるところにより、施工方法に関する基準として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（国土交通省・環境省令第 1 号）」第 2 条に規定する基準に従い、施工すること。

(2) 建物及び工作物の解体・撤去に当たっては、次の措置を講ずること。

ア 第三者に危害を及ぼさないよう防護措置を講ずること。

イ 騒音、振動の防止対策は、善良な管理者をもって対処すること。

ウ 作業区域外へ粉塵の飛散が危惧される場合には、仮囲い、散水等により飛散防止措置を講ずること。

(3) 分別解体等に当たっては、排出ガス対策型建設機械を使用すること。

(4) 本業務の実施に当たり、発注者においてアスベスト事前調査を実施しており、本業務の範囲においては、アスベストは含まれていないことを確認しているため、これを前提として施工すること。

## 9 安全管理

(1) 高所作業等の危険を伴う場合は、適切な防護措置を講ずること。

(2) 作業員の保健及び衛生に留意するとともに、作業現場内の整理整頓を行うなど、作業環境の整備に努めること。

## 10 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たり、受注者は、発注者と緊密な連絡を取り、円滑な業務の推進を図るものとし、疑義が生じた場合は、発注者と協議して対処すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、受注者は、発注者と詳細な協議を行う際又は撤去作業の際には、屋外アンテナ撤去作業に精通した技術員を同行させること。
- (3) 受注者は、撤去対象宅に訪問する際は、会社名入りの名札、腕章等を着用し、広島市が発行する身分証を提示すること。
- (4) 受注者は、本仕様書に基づいて指示又は承認を受ける場合は、文書又は図面により行うこと。ただし、急を要するもの及び軽微なものについてはこの限りではない。
- (5) 撤去対象の施設及び設備を破損又は損傷させた場合は、受注者の負担において発注者の指示に従い誠実かつ迅速に復旧すること。
- (6) 本業務完了後は、敷地内に設置した仮設物を撤去し敷地内全体の清掃を行うこと。

## 11 提出書類

### (1) 委託業務実施計画書

広島市委託契約約款第6条で定める委託業務実施計画書は別記様式1のとおりとし、撤去作業を開始する1か月前までに、発注者へ提出のうえ、承認を得ること。なお、本計画書作成前には、入念な現地調査を実施し、その内容を反映すること。

### (2) 実施工程表

実施工程表を作成し、委託業務実施計画書とともに、発注者の承認を得ること。

### (3) 委託業務実施報告書

広島市委託契約約款第12条で定める委託業務実施報告書は別記様式2のとおりとし、次の書類を作成のうえ、電子データで提出すること。なお、内容の詳細については、発注者と協議して決定するものとする。

ア 撤去状況写真（施工前・施工中・施工後）

イ 業務履行状況表

ウ 産業廃棄物管理票

エ その他指示する図書

### (4) 議事録

発注者及び受注者の両者で協議を行った場合、議事録を作成し、発注者へ提出すること。

### (5) その他書類

発注者が必要とする書類を提出すること。

## 12 疑義事項

- (1) 疑義が生じた場合は、直ちに発注者に申し出て協議すること。
- (2) 本仕様書に記載なき事項は、発注者と受注者が協議のうえで決定するものとし、一方的な解釈によらないこと。なお、本仕様書に記載されていない事項でも、本業務の目的を達するために当然必要な事項については、受注者の責任の下で実施すること。

### 13 保証期間

受注者は、完了検査合格後から1年間において、本委託業務に起因すると思われる事由による家屋等への影響が発生した場合は、速やかに無償で修繕に応じること。ただし、受注者の責めに属する不良個所が生じた場合は、保証期間経過後においても無償で対応すること。

旧湯来町防災行政無線同報系送信設備撤去等業務（詳細）

1 旧湯来町役場



パンザマスト①（旧湯来町役場南側）  
旧湯来町同報系のアンテナ柱の撤去

- ・鋼管柱（基礎を含む。）
- ・鋼管柱アンテナ
- ・ケーブル

※湯来テレビ組合のテレビ同軸ケーブルが共架されているため、同組合及び施工業者との事前調整・ケーブル移設後に撤去

※柱を運搬するため、その場で柱を分割



ケーブル・配管

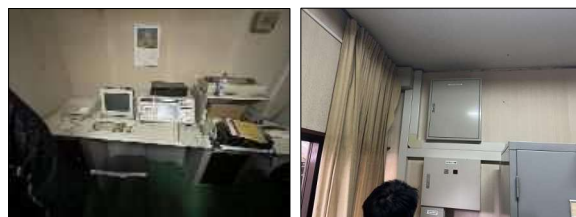
パンザマスト①から旧湯来町役場無線室へ延伸されたケーブル及び室内への配管の撤去



蓄電池

旧湯来町役場無線室内に設置された湯来町同報無線用蓄電池の撤去

※無線装置や分電盤などは建物解体とあわせた除去とするため残置





### パンザマスト②（旧湯来町役場北側）

- ・ 鋼管柱
- ・ アンテナ
- ・ ケーブル

※既設電話ケーブルが共架されているため、事前にNTT西日本株式会社と協議し、接続替え後に実施



パンザマスト②は、旧湯来町役場1階屋根上部で切断

※庁舎屋根部分を貫通しているため、全撤去した場合に増設部分の崩壊や水漏れ等が懸念されることから、屋根の上部までの撤去とし、残りは旧湯来町役場解体時にあわせて撤去

※パンザマスト切断部分は防水措置を実施



出典：国土地理院航空写真

## 2 倉谷山中継局



### 局舎等 保護柵内の設備を全撤去

- ・ 保護柵
- ・ 鋼管柱（基礎を含む。）
- ・ 局舎（基礎を含む。）
- ・ 自家発電設備（基礎を含む。）
- ・ 局舎内設備
- ・ アンテナ
- ・ ケーブル

※基礎の撤去によって生じた凹みについては、良質土で埋め戻して平らにする。



※自家発電設備については燃料を含めて撤去する。

### 3 広島市佐伯区役所湯来出張所



#### 操作卓

※宿直室に設置

※配線及びメタルモールも撤去する。メタルモール撤去後、コーキングで補修

### 4 広島市役所



#### 操作卓（遠隔制御装置を含む。）

※1 3階危機管理室に設置

※机、配線及びメタルモールも撤去する。メタルモール撤去後、コーキングで補修

### 5 広島市佐伯区役所

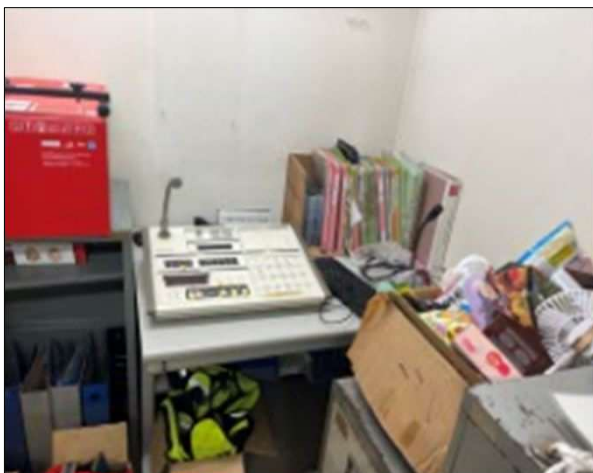


#### 操作卓（遠隔制御装置を含む。）

※2階地域起こし推進課に設置

※配線及びメタルモールも撤去する。メタルモール撤去後、コーキングで補修

## 6 佐伯消防署



### 操作卓

※2階放送室に設置

※机、配線及びメタルモールも撤去する。  
メタルモール撤去後、コーキングで補修